

指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
松浦建設株式会社	神奈川県小田原市新屋 8 2 – 1

## 2 指名停止措置期間

令和 7 年 1 2 月 1 9 日から令和 8 年 3 月 1 8 日まで

## 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

## 4 事実概要

松浦建設株式会社の元代表取締役及び元営業部長が、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件で、当該業者に便宜を図った見返りとして、令和 6 年 8 月と令和 7 年 2 月の 2 回、計 20 万円分の商品券を渡したとして、令和 7 年 9 月 24 日、横浜地検に贈賄の罪で起訴された。

## 5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 4 月 1 日付建設省管第 124 号）別表第 2 第 3 号イ（贈賄）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 3 号

措置要件	期間
(贈賄)	
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が指定区域※内の官庁営繕部以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3 カ月以上 9 カ月以内
ロ 一般役員等	2 カ月以上 6 カ月以内
ハ 使用人	1 カ月以上 3 カ月以内
※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	